

## 退職手当支給条例の改正内容

### 地方公務員法の改正による高齢者部分休業及び配偶者同行休業制度の導入に伴う改正

#### 1 内容

- (1) 高齢者部分休業を取得した場合、当該休業期間の2分の1の期間が基礎在職期間から除算されることとしました。(第13条の4)
- (2) 配偶者同行休業を取得した場合、当該休業期間の全期間が基礎在職期間から除算されることとしました。(第14条第4項)

#### 2 施行期日

平成26年8月1日